

給食サービス実施要領

1. (目的)

健康で安心して暮らせるあたたかい福祉の町づくりを推進するため、独居・寝たきり高齢者や障がい者またはこれらに準ずる者に給食サービスを行い、配食時に交わす思いやりや、いたわりの言葉で孤独感の緩和を図り、ボランティアによる見守りを推進する事業。

2. (実施主体)

社会福祉協議会・民生児童委員協議会・福祉ボランティアグループ

3. (対象者)

- (1) おおむね 65 歳以上の身体状況等により自ら買い物・調理をすることが困難な独り暮らしの高齢者・高齢者世帯及び障がい者
- (2) 同一世帯に家族がいても世話の行き届かない高齢者及び障がい者
- (3) その他必要と認められる人

4. (実施要領)

- | | |
|----------|---------------------------------|
| (1) 給食献立 | 食生活改善推進協議会員、調理ボランティア代表者 |
| (2) 調理 | 福祉ボランティアグループ (調理ボランティア) |
| (3) 配食者 | 福祉ボランティアグループ (配食ボランティア) |
| (4) 給食日 | 毎月第 1、第 3 金曜日 (祝、祭日は週を変更し実施する。) |

※ただし、台風などにより中止になる場合がある。

前日の正午以降、警報がでた場合、原則中止とする。